

平成22年度 モニタリング結果報告書（平成21年度の実績のモニタリング）
 「保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること」について

平成22年8月

雇用均等・児童家庭局保育課(今里讓課長) [主担当]

1. 政策体系上の位置づけ

厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は、施策中目標にあたり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること												
施策大目標分野	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
業環境の整備 雇用環境及び就業環境の整備	子どもの健全な育ちを支援する社会的実現	子育て家庭の生活の安定	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の整備	策の充実	母子保健衛生対策	総合的な母子家庭等の自立						

施策中目標

1	地域における子育て支援等施策の推進を図ること
2	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること
3	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること

【政策体系（文章）】

基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策大目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること

施策中目標3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること

3. モニタリング結果

関連する指標の動きや、あらかじめ設定した目標値の達成率等は以下のとおりでした。施策小目標ごとのモニタリング結果は、4. を参照下さい。

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	3歳未満児への保育サービス提供割合（％） （35％/平成26年度末※1）	18.6%	18.8%	20.3%	21.0%	21.7%
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べ（各年度4月1日付）による。 ・保育サービスの提供割合：当該年齢の保育所利用児童数÷当該年齢の就学前児童数 						
※1：子ども・子育てビジョン（平成22年1月29日閣議決定より）						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	保育所受入児童数（人）	1,993,796	2,004,238	2,015,337	2,022,227	2,040,974
2	待機児童50人以上の特定市区町村（市区町村）	94	81	74	84	101
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標1は、雇用均等・児童家庭局保育課（各年度4月1日付）の調べによる。						

4. モニタリング結果（施策小目標ごと）

施策小目標ごとのモニタリング結果は以下のとおりです。

(1) 施策小目標 1 「保育所等の受入児童数を拡大すること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	3歳未満児への保育サービス提供割合（％） （35％/平成26年度末※1）	18.6%	18.8%	20.3%	21.0%	21.7%
達成率		—	—	—	—	—
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
2	保育所受入児童数（人） （215万人/平成21年度） （241万人/平成26年度末※1）	1,993,796	2,004,238	2,015,337	2,022,227	2,040,974
達成率		—	—	—	—	94.9%
3	家庭的保育事業（保育ママ）利用児童数（人） （前年以上/毎年 平成21年度限り） （1.9万人/平成26年度末※1）	276	321	316	420	828※2
達成率		88.2%	116.3%	98.4%	132.9%	197.1%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの提供割合：当該年齢の保育所利用児童数÷当該年齢の就学前児童数 ・指標1、3は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べ（各年度4月1日付）による。 ・指標2は「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」（各年度4月1日付）による。受入児童数は、現に保育所を利用している児童数である。 						
※1：子ども・子育てビジョン（平成22年1月29日閣議決定より）						
※2：交付決定ベース						

(2) 施策小目標 2 「必要なときに利用できる多様な保育サービスを充実させること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
4	延長保育等の保育サービス（か所数） （16,200 か所以上/平成 21 年度（平成 21 年度限り）） （96 万人/平成 26 年度末※1）	13,677	14,431	15,076	15,533	15,901
達成率		—	—	—	—	98.1%
5	一時・特定保育事業実施か所数（か所数） （9,500 か所以上/平成 21 年度（平成 21 年度限り）） （延べ 3,952 万人/平成 26 年度末※2）	6,588	7,580	8,140	8,708	7,729※3
達成率		—	—	—	—	81.4%
6	病児・病後児保育事業（か所数） （1,500 か所以上/平成 21 年度（平成 21 年度限り）） （延べ 200 万人/平成 26 年度末※4）	598	682	998※5	1,164	1,250※3
達成率		—	—	—	—	83.3%
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標 4～6 は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べ（各年度 4 月 1 日付）による。 ※1：「子ども・子育てビジョン（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）」より 昨年 11 月の行政刷新会議「事業仕分け」の評価結果に基づき、仕事と子育ての両立を支援する延長保育促進事業については、平成 22 年度から事業主拠出金財源により児童育成事業費として実施。 ※2：<u>一時預かり事業のみの目標値</u>。「子ども・子育てビジョン」より。 すべての子育て家庭向けのサービスである一時預かり事業については、平成 22 年度から次世代育成支援対策交付金の対象事業として実施。 ※3：交付決定ベース ※4：<u>病児対応型・病後児対応型のみの目標値</u>。「子ども・子育てビジョン」より。 ※5：病児・病後児保育事業（自園型）含む。平成 20 年度からは病児・病後児保育事業と病児・病後児保育事業（自園型）を再編し、新たな「病児・病後児保育事業」を創設。 						

(3) 施策小目標3「認定こども園の普及促進を図ること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
7	3歳未満児への保育サービス提供割合（％） （35％/平成26年度末※）	18.6%	18.8%	20.3%	21.0%	21.7%
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標7は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べ（各年度4月1日付）による。 ※子ども・子育てビジョン（平成22年1月29日閣議決定より）						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
8	認定こども園認定施設数（か所数） （2,000か所/平成24年度末※）	—	—	94	229	358
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標8は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べ（各年度4月1日付）による（平成19年度から実施） ※子ども・子育てビジョン（平成22年1月29日閣議決定より）						

5. 主な事務事業等の評価

モニタリング対象施策に関連する主な事務事業等については、事業単位で評価を行っています。評価を実施した事業は次のとおりであり、各事業の詳細な評価は別表等を参照下さい。

施策中目標「保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること」関係

別表1-1 「民間保育所運営費」（事業評価シート）

6. 参考

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

○ 子ども・子育てビジョン

(内閣府ホームページ) <http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html>

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】	
基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること								
VI-2-3	雇用均等・児童家庭局保育課(保育課長:今里謙)	VI-2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	VI-2-3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所緊急整備事業(安心子ども基金) ・保育所運営費 ・家庭的保育事業 ・認可化移行促進事業 ・保育環境改善等事業 	＜施策中目標に係る指標＞			
					1 3歳未満児への保育サービス提供割合	35%/平成26年度(※)	21.7%(21年度)【-】	
			施策小目標1	保育所等の受入児童数を拡大すること	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育促進事業 ・一時預かり事業 ・特定保育事業 ・病児・病後児保育事業 	＜施策小目標に係る指標＞		
			3歳未満児への保育サービス提供割合	35%/平成26年度(※)		21.7%(21年度)【-】		
			保育所受入児童数	241万人以上/平成26年度(※) 215万人以上/平成21年度		2,040,974人(21年度)【94.9%】		
			家庭的保育事業(保育ママ)利用児童数	1.9万人/平成26年度(※) 前年以上/毎年(平成21年度限り)		828人(21年度交付決定ベース)【197.1%】		
			施策小目標2	必要なときに利用できる多様な保育サービスを充実させること	<ul style="list-style-type: none"> ・認定子ども園整備事業(安心子ども基金) ・認定子ども園事業費(安心子ども基金) 	＜施策小目標に係る指標＞		
			延長保育等の保育サービス(利用児童数)[延長保育の実施か所数(平成21年度限り)]	96万人/平成26年度(※) [16,200か所以上/平成21年度(平成21年度限り)]		15,901か所(延長保育:21年度)【98.1%】		
			一時預かり事業(利用児童数)[一時・特定保育事業実施か所数(平成21年度限り)]	延べ3,952万人/平成26年度(※) [9,500か所以上/平成21年度(平成21年度限り)]		7,729か所(21年度交付決定ベース)【81.4%】		
			病児・病後児保育(利用児童数)[病児・病後児保育事業の実施か所数(平成21年度限り)]	延べ200万人/平成26年度(※) [1,500か所以上/平成21年度(平成21年度限り)]		1,250か所(21年度交付決定ベース)【83.3%】		
施策小目標3	認定子ども園の普及促進を図ること	<ul style="list-style-type: none"> ・認定子ども園整備事業(安心子ども基金) ・認定子ども園事業費(安心子ども基金) 	＜施策小目標に係る指標＞					
3歳未満児への保育サービス提供割合	35%/平成26年度(※)		21.7%(21年度)【-】					
			認定子ども園認定施設数	2,000か所/平成24年度(※)	532か所(22年度)【-】			
評価予定表					備考			
			19	20	21	22	23	
			実績【重】	モニ総合【重】	実績【重】	モニ※総合	実績	
					(※) 子ども・子育てビジョン(平成22年度1月29日閣議決定)より			

政策評価体系上の位置付、通し番号		IV-2-3-(1)				
事業評価シート						
予算事業名	保育所運営費負担金	事業開始年度	昭和23年度			
担当部局・課室名 作成責任者	雇用均等・児童家庭局保育課（保育課長 今里 譲）					
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	児童福祉法第53条					
関係する通知、計画等	児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について（昭和51年4月16日 厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知）					
予算体系	(項)保育所運営費 (大事項)保育所運営費に必要な経費 (目)児童保護費等負担金					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施					
	<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ）					
	■補助金〔直接・間接〕（補助先：市区町村 実施主体：市区町村 ）					
	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数 / 非常勤役員数 / 監事等 /			
	職員総数	内、官庁OB	役員報酬総額 官庁OB役員報酬総額			
	積立金等の額	内訳	今後の活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	民間保育所における入所児童に対する保育の実施に要する費用を負担するため。				
	対象 (誰/何を対象に)	民間保育所入所児童				
	事業/制度内容 (手段、手法など)	市町村が、児童福祉法に基づいて保育に欠ける児童を保育所に入所させた場合に、民間保育所における保育の実施に要する費用として市町村が支弁した経費に対し、国が負担するもの。 運営費は、人件費、管理費、事業費で構成されているが、人件費は、保育所に属する職員の給与・賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な経費、管理費は、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費、事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な経費として、それぞれ保育の実施に要する経費として支出されている。				
コスト	平成22年度予算		人件費			
	事業費	353,362 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	0 百万円		担当正職員	千円	人
総計	353,362 百万円	臨時職員他		千円	人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額			
	H19(決算額)	299,448	299,448			
	H19(決算上の不用額)	13,262				
	H20(決算額)	313,564	313,564			
	H20(決算上の不用額)	14,062				
	H21(予算(補正込))	333,120	333,120			
	H21(決算見込)	326,116	326,116			
H22予算	353,362	353,362				
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担割合等も)	保育所運営費国庫負担金 3,534億円 (国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)					

政策評価体系上の位置付、通し番号		IV-2-3-(1)				
事業評価シート						
予算事業名		保育所運営費負担金		事業開始年度	昭和23年度	
担当部局・課室名 作成責任者		雇用均等・児童家庭局保育課 (保育課長 今里 譲)				
事業/制度の 必要性		すべての子どもの健やかな育ちを保障し、安心して子どもを産み、育てられる社会にするため、質の確保された保育サービスを充実させることが重要であることから、本年1月29日に決定した「子ども・子育てビジョン」において、保育サービスの定員を毎年5万人ずつ増加する目標値を設定し、このビジョンの実現に向けた各種の取組を実施しているところであり、引き続き、希望するすべての人が子どもを預けて働くことのできる社会の実現に向け国が責任を持って取り組んでいくことが必要である。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		認証保育所(東京都)等の自治体による認可外保育施設への補助事業				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		民間保育所における保育の実施に要する費用については、児童福祉法に基づき、国が1/2、都道府県1/4、市町村1/4負担することとなっている。				
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
	予算執行率		%	95.76	95.71	97.9
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		3歳未満児への保育サービス提供割合(各年度4月1日付) (35%/平成26年度末)	%	20.3% 【-】	21.0% 【-】	21.7% 【-】
		保育所受入児童数(各年度4月1日付) (215万人/平成21年度) (241万人/平成26年度末)	人	2,015,382 【-】	2,022,173 【-】	2,040,974 【94.9%】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		保育所受入児童数は平成18年度に200万人を超え、それ以降も毎年拡大が続いている。また、3歳未満児への保育サービス提供割合についても、毎年増加している。このことから、現在の施策は目標達成にあたり有効であると評価できる。 (子ども・子育てビジョンに基づく、3歳未満児への保育サービス提供割合を35%にするという目標については、平成26年度の目標であるため、平成19年~21年の達成率は記入していない。				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	待機児童の解消を目指し、民間保育所における受入児童数の増に対応するため、毎年度予算を増額しているところである。 今後、さらに保育所の定員数を増やし、待機児童の解消に資するためには、安定的な財源を確保することが不可欠である。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)						
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		(昨年の事業仕分けにおける指摘事項) 保育所運営費負担金(保育所の利用料の設定の仕組みを含む)については見直しを行う。 →(対応)平成22年度より、保育所の徴収金基準額については「最高所得階層(第7階層)に係る保育料徴収基準額の引き上げ」について見直しを行うべきとの評価結果を踏まえ、保育所徴収金基準額表に新たに第8階層を設定した。				

*アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載